



## 宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

拝啓 寒冷の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年は、熊本地震から 1 年 8 ヶ月が経過し、私達の周りにも多くの空き地が見受けられ、又、住宅・ビル等の改修・新築等も急ピッチで進み、街並みの急激な変化に戸惑いと期待がふくらむ一年だったような気がします。一日も早い復旧・復興を願うばかりです。

さて自由民主党・公明両党は、2018 年度税制改革大綱を公表しましたが、年収 850 万円超の会社員への所得増税やたばこ酒税等、個人の増税が際立つ一方、法人税は賃上げや設備投資を進める企業に減税するメニューが並び、「個人増税」「法人減税」の流れは止まらないようです。他方で、政府の発表によれば、日本経済は、「いざなぎ景気」を超え、戦後 2 番目の景気回復期間に突入しているとの事です。さらに日経平均株価は、26 年ぶりの高値圏で推移しています。しかしながら地方にいる私達には実感がとぼしく、政府には、中小零細企業や地方経済に配慮したきめ細かい政策を期待したいものです。

来年の干支にまつわる相場格言には、「申（さる）、酉（とり）騒ぎ、戌（いぬ）笑う」とあり、酉年に続く新年は、いよいよ「高らかに笑う戌年」となります。笑顔を絶やさない一年としたいものです。

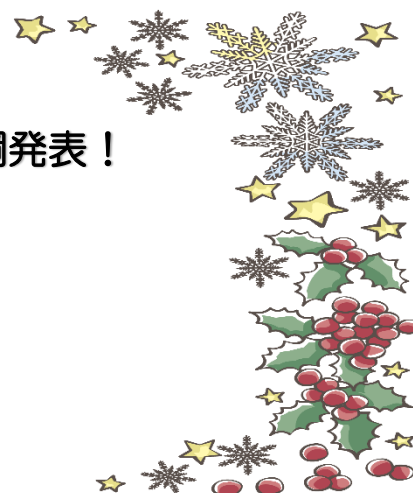
最後になりましたが、来年も職員一同、全力で皆様方の発展・繁栄の為に努力していく所存ですので、本年同様よろしく願いいたします。

敬具

所長 宮崎 信一郎



- 2018 年度税制改正大綱発表！
- 医療費控除明細書
- 生命保険で節税対策
- 軽減税率対策補助金
- 年末のご挨拶・お知らせ



# 2018 年度税制改正大綱の発表！

今年も税制改正大綱発表の時期となりました。今回の改正のポイントを簡単に紹介したいと思います。



- 目玉となった所得税改革では、基礎控除の引き上げと給与所得控除の減額により、2020 年から年収 850 万円を超える会社員が増税となる。
- 企業向けでは減税措置の拡充が並ぶ。目玉は 3%以上の賃上げに踏み切った企業に対する法人税の優遇措置である。安部首相は経済界に 3%の賃上げを求めており、税制面から企業に賃上げを促して消費底上げにつなげたい意向。
- その他、森林環境税、国際観光旅客税という新税の創設も盛り込まれ、たばこ税の増税も決まった。2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げに加え、2020 年 10 月以降は第 3 のビールやワインなどを段階的に増税することも決まっており、身近な増税が相次ぐ。



## 医療費控除明細書

医療費控除、領収書提出の代わりに明細書の添付が必要？

- 平成 29 年税制改正により医療費控除の適用を受けるために必要だった医療費等の領収書の添付又は提示に代えて、2017 年分確定申告から「医療費控除の明細書」の添付に変更された。

- ポイントとして大きく 3 つがあげられる。

- ①医療費控除の明細書の添付が必要になったこと
- ②確定申告期限等から 5 年間、医療費の領収書を保存、税務署から求められたら提示又は提出する義務があること
- ③医療保険者から交付を受けた医療費通知書（健康保険組合等が発行する「医療費のおしらせ」など）を添付することで明細の記入を省略できること



- 医療費の明細書とは、医療を受けた者の氏名や病院・薬局などの支払先の名称、医療費の区分（診察・治療、医薬品購入、介護保険サービス、その他の医療費）、支払った医療費の額などを記載したもので、明細書を添付した場合は医療費の領収書は5年間の保存義務がある。ただし、協会けんぽや健康保険組合等の保険者から送付される一定の医療費通知または医療費通知情報を医療費の明細書として添付した場合は、領収書の5年間の保存義務はない。



•経過措置として、2017年分から2019年分までの確定申告については、これまでの医療費の領収書などを確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することも認められている。なお、今年1月からスタートした新医療費控除のセルフメディケーション税制についても、医薬品購入費の領収書に代えて明細書を添付することになるが、同様の経過措置がある。



※セルフメディケーション税制とは？

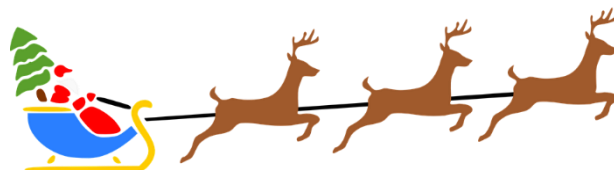
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）とは、薬局等で市販されている対象のOTC医薬品を年間1万2000円を超えて購入すると、その超えた部分の金額を所得から控除できる制度（最大8万8000円）。平成29年1月1日より適用となり、医療費控除か、医療費控除の特例かいずれかを選択する。

## 生命保険で節税対策

皆さんは生命保険で節税対策できることをご存知でしょうか？  
ここでは生命保険を活用した節税対策のポイントを紹介していきます。

- 法人契約の生命保険とは、役員や従業員を被保険者、法人を契約者として、法人で加入する生命保険のことである。
- 節税対策のために生命保険に加入する場合、まず注意するのが出口対策である。生命保険を使った節税というのは永久的な節税ではなく、最終的には解約時等に利益が計上されることになる。その時に課税されるので実際は課税の繰り延べということになる。そこで出口に解約益等を相殺できる何かが必要になる。代表的なものは役員退職金になるが、この何かを考えるのが出口対策である。
- 生命保険を使った節税は、お金がかかる節税である。節税で減らせる税金よりも、支払う保険料の方が多いため、度を過ぎた節税は会社の資金繰りに影響を与える。そうなれば最終的には保険の継続自体が危ぶまれるし、早期解約で損する事態にもなってしまう。

- 生命保険に加入するタイミングとして多いのは、決算期末というパターンである。保険料を年払いする場合、決算期末ぎりぎり加入した場合でも、1年分の保険料を損金計上することができる。また、民間の生命保険だけでなく、公的制度を利用することもできる。



### • 小規模企業共済・・・

昭和40年に国が作った「経営者の退職金制度」。  
掛金は月額1,000円～70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択することができる（年間84万円まで）。掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として課税所得から控除されるため、節税効果がある。



### • 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）・・・

引き続き1年以上経営している中小企業が加入できる「公的な共済制度」。中小企業の連鎖倒産を防ぐために設けられた共済で、万一取引先が倒産して損失を被った場合、積み立てた金額の最大10倍（最高8,000万円）を「無利子・無担保・保証人不要」で借りることができる。  
掛金は、月額5,000円～200,000円までの範囲（5,000円単位）で自由に選択することができ（年間240万円まで）、全額控除になる。

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金とは、2019年の消費税増税に伴い、消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

- 複数税率対応レジを導入する際の補助額は、レジ1台あたり20万円が上限、1事業者あたり200万円が上限。

- 申請方法としては、基本的には申請書（数枚）と証拠書類（内訳の分かる支払いの証拠書類（領収書や請求書）、製品の証明書など）で申請でき、申請は随時受付を行っている。

**軽減税率対策補助金の申請期限は平成30年1月31日まで**

**でとなくなっていますので、ご注意ください。**





## 年末のご挨拶



今年一年間大変お世話になりました。これからもお客様第一主義で日々研鑽を忘れずに頑張ります。

坪久田

今年もお世話になりました。来年は日々成長を目標に何事にも挑戦したいと思います。来年も宜しくお願い致します。

山口

結果ではなく「一歩前に進んだ」ことが大事&その積み重ねを忘れずに来年も頑張ります。今年も大変お世話になりました。

伊藤

今年一年いろいろとお世話になりました。来年は成年で私は年女です。節目の年にふさわしい一年になるように頑張りたいと思います。

松山

感謝の気持ちを忘れずに、日々取り組んでいきたいと思えます。

瀧口

まだまだ未熟で頼りないかと思いますが、精一杯頑張りたいと思います。来年もよろしく申し上げます。

浜松

11月6日に入所しました倉田幸典と申します。会計事務所や一般企業の経理でおおよそ15年数字に関わってきました。税理士業は「社長の元気付け業」をモットーに担当した企業・社長が元気になるよう日々努めてまいりますので、今後とも宜しくお願い致します。

倉田

今年7月から入所しました、柳田祭と申します。いただいた素晴らしいご縁に感謝し、「百年一瞬」を心に、出会いと時間を大切に働きます。新年もご指導ご鞭撻の程よろしくおねがいします。

柳田

入社した時に小1だった息子が来春からは中学生。気持ちを新たにすごしていきたいと思えます。

岩坪





## お知らせ



### ※※※ 年末調整のお願い ※※※

年末調整資料の早期ご提出にご協力をお願い致します。

※記入の仕方や疑問がお有りの方は当事務所までお問い合わせください。



### ※※※ 確定申告のご案内 ※※※

事務所は、お客様の利益を守ることを基本理念とし、確定申告 3 つのキーワード『より早く』『より正確』『より節税』を目指して取り組んでおります。節税検討が出来るよう、早めの資料準備を皆様をお願い致します。

また、ご不明点がございましたら、担当者へご相談下さい。



### ※※※ 秋のキャンペーンの御礼 ※※※

前号でご案内いたしました、「秋のお客様紹介キャンペーン」では、皆様のご協力を頂きありがとうございました。職員一同、深く感謝しております。引き続き、ご協力をお願い致します。



### 営業日のご案内

年末年始の営業日は、下記の通りです。

年内	→	12月27日(水)	通常営業
年始	→	1月4日(木)	通常営業

～編集後記～

今年もあっという間に1年が過ぎてしまいました。

2018年は心機一転、仕事にプライベートに励んでいきましょう！

それでは皆様良いお年をお過ごしください。